

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成29年3月22日午後1時00分～午後5時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平成29年度大阪府警察サイバーセキュリティ戦略プランの策定について

当府警察におけるサイバーセキュリティ戦略の具体的な推進事項を示した「平成29年度大阪府警察サイバーセキュリティ戦略プラン」を策定し、計画的に各種施策を推進する旨の報告があった。

【委員発言】

○ サイバー空間の脅威が深刻さを増す中、各種対策を推進していく必要がある。策定した戦略プランを進めるほか、進捗状況の確認、検証を行っていただき、効果的な業務推進をお願いしたい。

(2) IR推進会議へのオブザーバー参加について

大阪府市によるIR（統合型リゾート）誘致にあたり、構想の策定や課題対策等の検討のため設置するIR推進会議に府警からオブザーバーとして参画する旨の報告があった。

(3) 「認知症高齢者等支援対象者情報提供制度」の府内全域における実施について

認知症又はその疑いがある高齢者等に係る保護、行方不明等の事案情報を、本人又は家族の同意を得た上で、市町村等に提供する標記制度について、これまで府内の一部の地域で試験的に実施していたが、本年4月17日から府内全域において実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 重大な事件・事故に発展するおそれがあるこの種事案について、行政との連携による本制度は非常に有効である。本制度の拡大により、保護や行方不明事案が減少することを期待したい。

(4) ウェブページを活用した訪日外国人対策の推進について

日本語を解さない外国人への適切な対応を図るための環境整備の一環として、ウェブページを活用した「英語版交番マップのホームページへの掲載」、「不在案内板及び卓上案内板の多言語化」及び「観光地等地理案内シートの掲示」の諸対策を推進する旨の報告があった。

(5) 串かつチェーン店「だるま」に係る不法就労助長事件について

天王寺警察署、外事課等が、標記の事件につき、3月14日までに被疑法人1社及び関係被疑者23人を大阪地方検察庁に送致した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、77件の行政処分を決定した。

(2) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターにおける暴力団情報の提供に関する規程の整備について

全国の都道府県暴力追放運動推進センターにおける暴力団情報の提供について、これまで具体的かつ統一的な規程が整備されていなかったことに伴い、暴力追放相談委員運用規程の一部改正及び公益財団法人大阪府暴力追放推進センターにおける暴力団情報提供要領の制定について上申があり、可として決裁した。

(3) 大阪府監査委員による監査結果に対する措置内容の報告について

大阪府監査委員による監査の結果、是正を求められた事項について、措置内容を同監査委員へ回答する旨の報告があり、審議の結果、回答内容を決定した。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

(5) 古物営業法違反に係る代行聴聞実施結果及び行政処分の決定について

古物営業法に基づく行政処分1件（確認等義務違反）について、審議の結果、古物営業に係る営業の停止（停止期間2月）を決定した。

(6) 不服申立てに対する裁決等について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 違反運転者等に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

違反運転者等に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

(7) 犯罪被害者等給付金の裁定について

ア 傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、被害者の行為に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第6条第1号に規定する行為が認められることから算定した額の3分の2を減額して支給することとした。

イ 傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、被害者の行為に規則第6条第2号に規定する行為が認められることから、算定した額の3分の1を減額し、さらに、申請者は損害賠償金を受領していることから損害賠償金と調整した額を支給することとした。

- (8) 「車高4.1メートル指定道路」の追加に伴う大阪府道路交通規則の一部改正について
車高4.1メートル指定道路の追加に伴い、大阪府道路交通規則の一部を改正したい旨の報告があり、可として決裁した。
- (9) 苦情及び意見要望の受理等について
 - ア 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
 - イ 苦情3件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
 - ウ 意見要望5件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 平成28年度下半期における大阪府監査委員による監査結果について
大阪府監査委員による監査の結果、「公有財産台帳の登載誤り」については是正等が求められる旨の報告があった。

以 上